

(仮称) 大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例 (案)

骨子

日本国憲法は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定めている。また、世界人権宣言においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。

本市においては、日本国憲法及び世界人権宣言の理念にのっとり、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、平和な明るい地域社会の実現に向けて取り組んできた。

しかしながら、今日もなお、性別、年齢、障がい、社会的身分、門地、民族、人種、国籍、疾病、性的指向、性自認、信条等を理由とした人権侵害が存在し、国際化、情報化、少子高齢化といった社会経済情勢の変化を受けて、人権に関する問題はさらに複雑化及び多様化が進んでいる。

このような中、私たちが目指すのは、すべての人が等しく個人として尊重され、自分らしく生きることができる平和な社会の実現である。そのためには、私たち一人ひとりが人権問題についての理解と認識を深め、互いの人権を尊重し合い、多様性を認め合うとともに、あらゆる差別は許されないということを認識し、行動していくことが求められている。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者が共に力を合わせて、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会の実現を目指し、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定する。

第1 目的

この条例は、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な事項を定めることにより、あらゆる人権に関する課題解決に向けた取組を推進し、もって差別のない、すべての人が互いの人権を尊重し合う社会の実現

に寄与することを目的とする。

第2 基本理念

一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくりは、すべての人が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを基本理念として行われなければならない。

第3 市の責務

市は、第1の目的を達成するため、人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、公正中立にこれを行うとともに、市民及び事業者並びに国、他の地方公共団体その他の関係機関等との緊密な連携に努めなければならない。

第4 市民の役割

市民は、家庭、学校、地域社会、職域その他の社会のあらゆる場面において互いの人権を尊重するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

第5 事業者の役割

事業者は、事業活動に関わるすべての人の人権を尊重するとともに、事業活動を行うに当たっては、人権尊重の視点に立って取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

第6 基本計画

市は、人権施策を総合的かつ効果的に実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくりに関する基本的な考え方、人権施策の目標その他人権施策を総合的かつ効果的に実施するためには必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、大分市人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第7 人権教育及び人権啓発

市は、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発を推進するものとする。

第8 相談体制の充実

市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、様々な人権問題に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の充実に努めるものとする。

第9 調査研究等

市は、人権施策を効果的に実施するために必要な調査研究及び情報の収集を行うものとする。

第10 審議会

人権施策の推進に関し、次に掲げる事項を調査し、及び審議するため、大分市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- (1) この条例の規定によりその意見を聞くこととされた事項
- (2) 基本計画の実施状況に関する事項
- (3) その他人権施策の推進に関し市長が必要と認める事項

2 審議会は、基本計画の実施状況その他人権施策の推進に関する重要事項について、市長に建議することができる。

3 審議会は、委員17人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験者その他市長が適当であると認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

第11 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第12 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第13 経過措置

この条例の施行の際現に策定されている人権施策の推進に関する基本的な計画であって、人権施策の総合的かつ計画的な実施を図るためのものは、第6により策定された基本計画とみなす。